

# 豊田市農業委員会議事録

令和4年1月31日、豊田市農業委員会長 横桑 鈞は、令和4年1月度農業委員会総会を豊田市役所東庁舎7階、東大会議室1に招集した。

## <会議に付した議案>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第6号 耕作放棄地の農地、非農地の判断について

## 報告

- 耕作放棄地の農地、非農地の判断について
- 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
- 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について
- 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について

< 出席委員 > (13名)

1番	鈴木喜一郎	2番	築山 正樹	3番	西山弥太郎
4番	石川 幸子	_____	_____	_____	_____
7番	杉浦 俊雄	8番	土方 和子	9番	梅村 逸次
10番	水野 省治	_____	_____	_____	_____
13番	加知 満	14番	伊藤喜代司	15番	伊藤 政和
_____	_____	_____	_____	18番	杉田 雅子
19番	横条 鈞				

< 欠席委員 > (6名)

5番	為井 裕	6番	近藤 和人	11番	梅村 貢司
12番	中島 匡代	16番	浅見富士男	17番	林 如実

< 事務局説明員 >

事務局長	小木曾哲也	副主幹	山岡 雅史	担当長	加藤 泰平
主査	鈴木 彩	主査	伊藤 寿信	主査	白川 佳宏
主事	生田 卓哉				

(開会 午後 2時00分)

会 長： ただいまより、豊田市農業委員会総会を開催いたします。

出席状況について、事務局に報告を求めます。

事 務 局： 本日の欠席委員は、5番、為井裕委員、6番、近藤和人委員、11番、梅村貢司委員、12番、中島匡代委員、16番、浅見富士男委員、17番、林如実委員、以上、6名です。

委員の半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立いたしておりますことを御報告します。

会 長： ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

18番、杉田雅子委員、2番、築山正樹委員、以上の2名の委員にお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第1号から第6号までの審議案件6件とその他、報告案件4件です。

それでは、順次、議題を上程させていただきます。

令和4年議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」。

事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和4年議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」。

詳細はお手元にある議案を御覧ください。

1番、森町の件。

担当推進委員の加藤委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

2番、畝部東町の件。

担当推進委員の高橋委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

3番、渡刈町の件。

担当推進委員の深津委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

4番、上郷町の件。

担当推進委員の山田委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

5番、上郷町の件。

担当推進委員の山田委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

6番、西中山町の件。

担当推進委員の長江委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

7番、西細田町の件。

担当推進委員の加藤委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

8番、御所貝津町の件。

担当推進委員の松井委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

9番、貝津町の件。

担当推進委員の渡邊委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

以上、読み上げました案件につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

会 長： 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第1号で上程されました9件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第1号は承認決定されました。

令和4年議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。

事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和4年議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。

立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

1番、西中山町の件、農家住宅です。第2種農地です。判断基準は、住宅等その他の事業用施設、公共施設、または公益的施設が連たんしている区域に近

接する区域で、おおむね10ヘクタール未満であるものです。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

なお、本件につきましては、担当の梅村委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

なお、一般基準については、問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

会 長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第2号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第2号は適当である旨、承認されました。

令和4年議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和4年議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。

立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

1番、配津町の件、自己用住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

西山委員： 問題ないと思います。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、2番、広田町の件、事務所及び工場です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

なお、本件につきましては、担当の近藤委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、3番、本町の件、自動車修理工場及び駐車場です。第2種農地です。判断基準は、竹村駅からおおむね1キロ以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超えている区域です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

杉浦委員： 特に異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、4番、花本町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

梅村（逸）委員： 特に問題ございません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、5番、東広瀬町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、中山間の生産性の低い小規模農地等、ほかのいずれの農地区分にも該当しない農地です。なお、以降同基準については、その他第2種農地と読ませさせていただきます。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、6番、勘八町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の

目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、7番、勘八町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、8番、勘八町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、9番、勘八町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

水野委員： 5件とも問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、10番、西中山町の件、駐車場です。第3種農地です。判断基準は、おおむね300メートル以内に豊田藤岡インターが存在する区域です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

なお、本件につきましては、担当の梅村委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、11番、北篠平町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

加知委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

会 長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。  
ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。  
いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。  
議案第3号で上程されました11件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。  
よって、議案第3号は適当である旨、承認されました。  
令和4年議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和4年議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」。  
1番、神田町の件、主たる従事者の故障のためです。  
担当推進委員の神谷委員からは、証明について問題ない旨、御意見をいただ  
いております。

2番、吉原町の件、主たる従事者の故障のためです。  
担当推進委員の山内委員からは、証明について問題ない旨、御意見をいただ  
いております。

以上、読み上げました案件につきまして、生産緑地法第10条の要件を満た  
していることを確認しております。

以上です。

会 長： 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。  
ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。  
いかがでしょうか。



(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。  
議案第4号において上程されました2件について、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。  
よって、議案第4号は承認決定されました。  
令和4年議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和4年議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」。  
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を定めることについて、別紙のとおり決定する。  
今回御審議いただくのは、利用権設定のうち、令和4年2月1日から貸借期間が開始されるものです。

資料は2種類あります。別紙議案第5号資料①は、利用権の総括表になります。議案第5号資料②は、1筆ごとの情報を全件示すものです。

ここでは、別紙議案第5号資料①の総括表で御説明させていただきます。

3、総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借の始まりはいずれも令和4年2月1日ですが、貸借の終わりがそれぞれ異なっております。

今回は、総括表の一番下の総計欄のとおり、132筆、15万1,610平方メートルの利用権を設定するものです。

以上です。

会 長： 事務局の説明が終わりました。  
ここで、委員の皆様の御質問並びに御意見を伺います。  
いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。  
第5号議案で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。  
よって、議案第5号は承認決定されました。  
令和4年議案第6号「耕作放棄地の農地、非農地の判断について」。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和4年議案第6号「耕作放棄地の農地、非農地の判断について」。  
別紙のとおり現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地に  
該当しないと判断します。  
別紙A4の資料、6ページから16ページを御覧ください。  
今回、豊田、高橋、高岡、猿投、石野、藤岡、下山、旭地区の合計で428  
筆、18万884.88平方メートルの土地が対象となります。  
当該土地は、今年度行った農地法第30条に基づく利用状況調査の結果に基  
づき、既に森林・原野化しているなど、農地法第2条第1項に規定する農地に  
該当しないと判断します。  
以上です。

会 長： 事務局の説明が終わりました。  
ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。  
いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。  
議案第6号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第6号は承認決定されました。

報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局： 議案10ページ及び別紙配付資料17ページ及び18ページを御覧ください。

報告、耕作放棄地の農地、非農地の判断についてです。

こちらの報告案件は、農地所有者による非農地確認願の申請に基づき、事務局で別紙のとおり現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しましたことを報告いたします。

続いて、議案11ページを御覧ください。

報告、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について。

令和3年受付分、214番、伊保町の案件から、12ページを御覧ください、218番、渡刈町の案件までの5件と、13ページを御覧ください。令和4年受付分、1番、加納町の案件及び2番、高原町の案件の2件について、いずれも賃貸借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案14ページを御覧ください。

報告、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について。

令和3年受付分、67番、上野町、共同住宅・店舗の案件及び68番、平戸橋町の住宅建築の案件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案15ページを御覧ください。

報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について。

令和3年受付分、207番、若林東町、共同住宅の案件から、18ページを御覧ください。219番、若林東町、自己用住宅の案件までの13件と、19ページを御覧ください。令和4年受付分、1番、竹元町、共同住宅の案件から3番、美山町、自己用住宅までの3件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

以上です。

会 長： これで本日の全議案の審議を終了いたしました。  
慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

(閉会 午後 2時16分)

議事録署名者

\_\_\_\_\_ 印

\_\_\_\_\_ 印